



平成24年4月6日
自動車局

平成24年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ASV）の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対する支援のための補助制度を開始します。

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成24年度における事故防止対策支援推進事業を以下のとおり実施することになりましたのでお知らせします。

1. 実施する補助事業

① 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

- 被害軽減ブレーキ
- ふらつき注意喚起装置
- 車線逸脱警報装置
- 車線維持支援制御装置
- 車両横滑り時制御力・駆動力制御装置

② 運行管理の高度化に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

- デジタル式運行記録計
- 映像記録型ドライブレコーダー

③ 社内安全教育の実施に対する支援

自動車運送事業者が事故防止のための社内安全教育を実施する際に外部専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行います。

2. 補助制度の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、下記のとおりです。

① 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援	国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_24.html
② 運行管理の高度化に対する支援	国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000012.html
③ 社内安全教育の実施に対する支援	国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000013.html

3. 補助制度の交付申請受付期間

交付申請受付期間につきましては、下記のとおりです。

① 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援	平成24年4月9日～平成24年11月30日
② 運行管理の高度化に対する支援	平成24年5月7日～平成24年5月18日
③ 社内安全教育の実施に対する支援	平成24年6月4日～平成24年6月22日

【問い合わせ先】

- ① 先進安全自動車（ASV）導入に対する支援
国土交通省自動車局技術政策課 永井、高木
電話 03-5253-8111（内線42259、42257）
電話 03-5253-8591（直通）
- ②③ 運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対する支援
国土交通省自動車局安全政策課 谷川、森
電話 03-5253-8111（内線41625）
電話 03-5253-8566（直通）